

## 町税延滞金の徴収について

町税は、町が行う行政サービスの経費を、法律・条例による基準により、町民一人一人が平等に負担するための制度です。

町の行政サービスを継続して行うためには、町税の滞納を放置しないことはもちろんですが、納期限内に町税を納めていただいている納税者の公平感を損なわないことが、最も重要なことであると考えています。

このため、広報や、納税通知書でお知らせしたとおり、平成 27 年度以降新たに課税した町税を納期後に納めた場合、その遅れた日数に応じた延滞金を徴収します。

## ◎ 延滞金の率

平成 27 年の延滞金の率

納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間 2. 8 %

納期限の翌日から 1 月を経過した日以降の期間 9. 1 %

※ 延滞金計算の例

税額 10 万円、納期限が平成 27 年 6 月 30 日の税を平成 27 年 12 月 30 日に納めた場合

$(10 \text{ 万円} \times 31 \text{ 日} \times 2.8\% \div 365 \text{ 日}) + (10 \text{ 万円} \times 152 \text{ 日} \times 9.1\% \div 365 \text{ 日}) \approx 4,027 \text{ 円}$  延滞金額 4, 000 円

## ◎ 納税緩和制度（延滞金の減免）

納期限内に納税することが困難なやむを得ない事情があり、納税に対し誠実な意思を有すると認められる方には、申請等により延滞金を減免する、納税緩和制度があります。

## ① 納税緩和制度を受けることができる方

- 平成 26 年度以前に課税された町税の滞納がなく、平成 27 年度に課税された町税を、平成 27 年 12 月までに全て納めることを約束した方、又は、平成 28 年 5 月までに、毎月均等に分割した額を納めることを約束した方。
- 平成 26 年度以前に課税された町税の滞納額に見合う担保を町に提供し、計画的に納めることを約束するとともに、平成 27 年度に課税された町税を、平成 27 年 12 月までに全て納めることを約束した方、又は、平成 28 年 5 月までに、毎月均等に分割した額を納めることを約束した方。

## ② 納税緩和制度の申請方法等

- 口座振替で納める方  
口座振替の申出を申請に変えることができます。（既に口座振替している方は、特別な手続きは必要ありません。）
- 役場窓口、金融機関窓口で納める方  
納税誓約書を提出いただき、申請に変えることができます。  
既に分納の約束をしている方は、ご面倒ですが、役場税務財政課窓口で納税誓約書用紙の交付を受け、分割方法等を記載し 7 月 31 日（金）までに提出してください。期日までに来庁することが困難な場合は、納税誓約書用紙を郵送しますので、電話等により連絡してください。

※ いずれの場合も、納期限内に納めることが困難な理由、世帯の収支状況等を確認した結果、納税緩和制度を適用しない場合があります。

## ③ ①の約束を守れなかった場合

**納税緩和制度が適用されなかったものとして、通常の延滞金額を計算し徴収します。**

## ④ 納税緩和制度適用の延滞金の額の例

年税額 国民健康保険税 85 万円、個人町・道民税 60 万円の場合

区 分	延滞金総額	
	通常 の 額	納税緩和制度適用の額
1 2 回均等で分割した場合	10, 100 円	0 円
1 2 月末日に一括納付した場合	20, 800 円	8, 800 円